

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取港海友館を廃止するため、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例が改正されることに伴い、関係する規則について所要の改正等を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立鳥取港海友館管理規則は、廃止する。
- (2) 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行う。
 - ア とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則
 - イ 鳥取県建設工事執行規則
 - ウ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部が改正され、土地の買取り希望の申出をすることができる土地の面積の規模について、市の区域については市が規則で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 土地の買取り希望の申出をすることができる土地の面積の規模を100平方メートル以上とする区域を町村の区域内の都市計画区域に限る。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。